

議第 118 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条第2項で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条第2項で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>
<p>(入居の承継)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条第2項で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条第2項で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 引用している条項を改めます。

（第13条、第14条関係）

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）